

名古屋市移動支援・地域活動支援事業者の登録に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、名古屋市移動支援事業実施要綱又はデイサービス型地域活動支援事業実施要綱に基づく事業を行う者（以下「事業者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業者の登録）

第2条 市長は、事業者から登録の申請があったときには、この要綱で定めるところにより、登録を行うことができる。

2 市長は、事業者が別に定める名古屋市移動支援・地域活動支援事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）を満たし、当該基準に従って事業を適正かつ継続的に運営することができると認められる場合に前項の登録を行うものとする。ただし、この場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を行わない。

- (1) 申請者が、法人でないとき。
- (2) 申請者が、第8条第1項の規定により登録を取り消され、又は障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合にその指定を取り消され、そのいずれかの取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (3) 申請者の役員又はその事業所を管理する者（以下「役員等」という。）のうちに、前号の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものがあるとき。
- (4) 申請者が、第8条第1項の規定による登録の取消し又は障害福祉サービス事業者の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第5条第2項の規定による事業の廃止又は障害福祉サービス事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (5) 申請者の役員等のうちに、前号の通知の日前60日以内に当該廃止の届出に係る法人の役員等で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものがあるとき。
- (6) 申請者が、登録の申請前5年以内に障害福祉サービス事業、移動支援事業又は地域活動支援事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

- (7) 申請者の役員等のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者があるとき。
 - (8) 申請者の役員等のうちに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」という。）その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者があるとき。
 - (9) 申請者の役員等のうちに、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の者又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるとき。
- 3 事業者にかかる登録簿は、健康福祉局障害福祉部障害者支援課に備える。

（登録の申請等）

第3条 前条の規定に基づき登録を受けようとする者は、事業の種類及び事業を行う事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した移動・地域活動支援事業者登録（更新）申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、名古屋市長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- (1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事業所を有するときは、当該事業所を含む。）の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (4) 登記事項証明書又は条例等
- (5) 事業所の平面図
- (6) 事業所の設備の概要（地域活動支援事業に係る事業に限る。）
- (7) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- (8) 事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所（移動支援に係る事業に限る。）
- (9) 事業所の指導員の氏名、経歴及び住所（地域活動支援に係る事業に限る。）
- (10) 運営規程
- (11) 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (12) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (13) 創作活動・作業の具体的な内容（地域活動支援事業に限る。）

(14) その他登録に関し必要と認める事項

- 2 市長は、前項の申請書に不備がない場合は、登録月の前々月の末日（開庁時間内に限るものとし、当該日が閉庁日のときは直前の開庁日とする。）まで受け付け、内容を審査のうえ登録を適当と認めるときは、受理した月の翌々月の1日に登録する。
- 3 市長は、第2条第1項の規定による登録をしたときは、移動支援・地域活動支援事業者登録更新通知書（第2号様式）により、当該登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による申請を却下するときは、事業者登録更新申請却下通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（登録の更新）

- 第4条 登録事業者の登録は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
 - 3 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
 - 4 第2条、第3条第1項、第3項及び第4項の規定は、第1項の登録の更新について準用する。
 - 5 第1項の登録の更新にかかる申請書の期限については、別に定めるところによる。

（変更の届出等）

- 第5条 登録事業者は、第3条第1項第1号から第10号まで（第3号を除く。）に掲げる事項に変更があったときは、移動支援・地域活動支援事業者登録事項変更届出書（第4号様式）により、10日以内に市長に届け出なければならない。ただし、事業所の所在地の変更については、事前に申し出るものとする。
- 2 登録事業者は、移動支援又は地域活動支援の事業を廃止又は休止するときは、その1か月前までに移動支援・地域活動支援事業廃止・休止・再開届（第5号様式、以下「廃止・休止・再開届」という。）により、再開したときはその10日以内に当該事業に従事する従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する

書類を添えて廃止・休止・再開届により市長に届け出なければならない。

- 3 前項の規定による事業の廃止の届出があったときは、当該登録は、その効力を失う。
- 4 登録事業者は、第2項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に当該移動支援又は地域活動支援を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該移動支援又は地域活動支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な移動支援又は地域活動支援が継続的に提供されるよう、他の登録事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(報告等)

- 第6条 市長は、必要があると認めるときは、登録事業者若しくは登録事業者であった者若しくは当該登録に係る事業所の従業者であった者(以下「登録事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、登録事業者若しくは当該登録に係る事業所の従業者若しくは登録事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該登録事業者の当該登録に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告、命令等)

- 第7条 市長は、登録事業者が、当該登録に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について基準に適合しておらず、又は基準に従って適正な事業の運営をしていないと認めるときは、当該登録事業者に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた登録事業者が、前項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 3 市長は、第1項の規定による勧告を受けた登録事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該登録事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4 市長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公告するものとする。

(登録の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第2条第1項の規定による登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 登録事業者が、第2条第2項第3号、第5号、第7号、第8号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 登録事業者が、当該登録に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、基準を満たすことができなくなったとき。
- (3) 登録事業者が、基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったとき。
- (4) 移動支援給付費又は地域活動支援給付費の請求に関し不正があったとき。
- (5) 登録事業者が、第6条第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 登録事業者又は当該登録に係る事業所の従業者が、第6条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (7) 登録事業者が、不正の手段により第2条第1項の登録を受けたとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、登録事業者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律のうち政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、登録事業者が、移動支援又は地域活動支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (10) 登録事業者の役員等のうちに、登録の取消し又は登録の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に地域生活支援事業又は障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (11) 登録事業者が障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、当該指定が取り消されたとき又はその指定の全部又は一部の効力が停止されたとき。

(12) 第2条第2項第9号に該当することとなったとき又は第3条第1項の申請をしたときに第2条第2項第9号に該当していたことが判明したとき。

- 2 市長は、前項の規定により、登録を取り消したときは、移動支援・地域活動支援事業者登録取消通知書（第6号様式）により、登録事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により、期間を定めてその登録の全部又は一部の効力を停止したときは、事業者登録効力停止通知書（第7号様式）により、当該登録事業者に通知するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、移動支援・地域活動支援事業者の登録等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づいて提出されている

申請書等は、改正後の要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。